

## 学会賞規程

### (目的)

第1条 この規程は、日本スポーツマネジメント学会「学会賞」「学会奨励賞」「総説論文賞」の設置について定める。

### (選定)

第2条 本学会賞は、その前年度に本学会機関誌「スポーツマネジメント研究」に掲載された論文を対象とする。

ただし学会賞設置初年度のみ、設置以前に発刊された機関誌に掲載された全ての論文を対象とする。

2. 該当論文がない場合、当該年度の学会賞は授与しないこととする。

第3条 「学会賞」は、当該年度の最優秀の論文一編、「学会奨励賞」は学会賞に準ずる論文二編に授与する。「総説論文賞」は、当該年度の優秀な総説二編に授与する。

第4条 受賞者はスポーツマネジメント研究編集委員会の推薦を受けて理事会で決定する。

### (表彰)

第5条 表彰は毎年、その年度の総会にておこなう。

第6条 「学会賞」「学会奨励賞」「総説論文賞」は賞状ならびに副賞を授与する。

第7条 副賞に要する経費は、一般会計からの支出をもってこれにあてる。

### (その他)

第8条 本規程に定められていないその他の事項については理事会において決定する。

### 附則

この規則は、平成23年11月18日から施行する。

但し、平成23年12月11日、令和4年7月4日、令和4年12月21日、一部改定